

歴史的文書等収集基準

1 方針

歴史的文書等は、長崎県政あるいは長崎県の歴史を後世に伝えるものであるとの認識に基づいて、その選別にあたっては、公正で客観的に行うこととする。

2 歴史的文書等の定義

県において作成又は取得された公文書で県行政及び県民生活の推移が歴史的に跡付けられるなど、歴史的文化的価値を有すると認められる文書のうち、保存期間が経過し、現用でなくなった文書をいう。

なお、「歴史的価値又は文化的価値を有する」公文書とは、具体的には以下のいずれかに該当する文書とする。

- (1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

3 歴史的文書等の収集基準

歴史的文書等で、次に掲げるものを選別のうえ収集するものとする。

なお、収集にあたっては、当該文書等に係る事務を分掌する課及び室等(以下「主務課」という。)のものを、原則として収集するものとする(通知を受けた各機関で整理保存しているものは、原則として 収集しない。)

- (1) 条例、規則、訓令、通達等の例規に関する文書等
- (2) 儀式、行事、会議及び事件等に関する文書等
- (3) 叙位、叙勲、褒章及び表彰等に関する文書等
- (4) 県行政組織の新設及び改廃並びに職務権限、人事及び給与等に関する文書等
- (5) 事務引継書
- (6) 地方自治制度に関する文書等
- (7) 選挙に関する文書等

- (8) 市町村の廃置分合に関する文書等
- (9) 予算、決算及び財政状況に関する文書等
- (10) 起債、補助金及び貸付金に関する文書等
- (11) 災害に関する文書等
- (12) 県有財産の取得、管理及び処分に関する文書等
- (13) 県の総合計画及び大型プロジェクト事業計画等に関する文書等
- (14) 公共施設等の整備及び各種施策等の実施に関する文書等
- (15) 統計、調査及び研究に関する文書等
- (16) 県議会の審議経過及び結果に関する文書等
- (17) 審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等
- (18) 陳情、請願、要望等に関する文書等
- (19) 許認可、免許、承認等に関する文書等
- (20) 監査、検査等に関する文書等
- (21) 争訟（訴訟、土地収用裁決、審査請求、異議申立て等）に関する文書等
- (22) 行政代執行に関する文書等
- (23) 県内の史跡、文化財等に関する文書等
- (24) 国際交流等に関する文書等
- (25) 戦没者等に関する文書等
- (26) 原爆被爆者等に関する文書等
- (27) 前各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの

4 歴史的文書等収集基準の細目

前項に規定する収集基準の細目は別紙のとおりとする。